「ふくおか６次化クラウドファンディング活用促進事業」業務委託公募仕様書

本仕様書は、福岡県６次産業化発展事業における「ふくおか６次化クラウドファンディング活用促進事業」実施の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

１　業務名

「ふくおか６次化クラウドファンディング活用促進事業」業務（以下「業務」という。）

２　目　的

福岡県内の６次産業化の事業拡大を目指す農林漁業者が、初めてクラウドファンディングを活用し、県産農林水産物を活用した６次化商品改良のための設備投資や商品数の拡大など、優れた商品の販売拡大につながる新たな取組について支援することにより、地域産業の活性化を図るものとする。

３　委託期間

契約日から令和７年３月３日（月）まで

４　業務の内容

本業務の実施にあたっては、発注者と事前に協議しながら進めることとし、定期的に進捗状況を報告すること。

（１）コーディネート体制の構築

・購入型クラウドファンディングのプラットフォームを運営する事業者（以下、CF事業者）と連携し、クラウドファンディングを活用した事業（以下、プロジェクト）を支援するコーディネート機関を設置し、農林漁業者の相談に応じること。

・コーディネート機関の主導的な活動によりプロジェクトが１０件以上形成されること。

（２）支援対象プロジェクトの募集

・農林漁業者や関係機関等を対象にクラウドファンディングセミナーを１回以上運営、開催し、広くクラウドファンディングおよび本事業の認知を高めること。

・本事業専用のサイトを設置するほか、募集用コンテンツ（チラシ等）を作成し、農林漁業者がクラウドファンディングを用いた資金調達の想起や活用の有用性を十分理解できる内容とすること。

（３）事業検討者に対する企画立案等の支援

・プロジェクトを検討している農林漁業者を対象に、プロジェクトの企画・立案、原稿作成、ブラッシュアップ等について支援活動を行うこと。

・県からの事業者決定後は、事業者に対してプロジェクトについての面談を対面若しくはオンラインによって行うこと。

・効率的かつ効果的な支援活動を実現するため、発注者と相談の上、受託者が連携する外部機関や専門家等を積極的に活用すること。

（４）支援対象プロジェクトのプロモーション

・公開されたプロジェクトの周知を図るため、様々な媒体を活用し積極的な広告を行うこと。

・（２）の専用サイトに支援者募集のページを作成し、リアルタイムに支援対象プロジェクトの募集状況が確認できる機能を実装すること。

（５）支援成立プロジェクトに関する報告

・受注者は、クラウドファンディングによって支援が成立したプロジェクトの支援金額、支援者　に対するリターンの内容、事業計画、事業実施状況等について十分に把握し、その内容を書面作成の上、発注者に報告すること。

・業務終了時には、業務の実績報告書を提出すること。

（６）その他

・（２）（４）の業務実施にあたっては、プレスリリースやSNS広告などの効果的な広報を行うこと。

６　委託料

５，１７０，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む）

７　秘密の保持

受託者は、受託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、受託業務を処理するための保有個人情報の取り扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

８　その他

（１）業務の執行にあたり、福岡県及び関係機関との連携を密にして遂行すること。

（２）制作にあたって利用する著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理するものとする。

（３）受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
（４）本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定する全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。
（５）県は、成果物を県のホームページに掲載することや、県が実施する事業において自由に使用することができるものとする。
（６）委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料、撮影費、編集・録音費等）の一切を含む。
（７）経理については、複数の者によるチェック体制を確立させること。
（８）業務の各過程においては、県と十分な協議、連携の上、行うこと。